平成２１年（フ）第１００８号
堺市堺区協和町４丁358番地　東団地７号館205号
債務者　西村工業こと　西村　政章
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１５号
堺市中区深阪2384番地６
債務者　平井　三男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３５号
大阪府高石市東羽衣６丁目９番31号
債務者　志水　節子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５２号
堺市西区山田１丁1196番地42
債務者　稲田麻紀子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９１号
堺市南区宮山台１丁６番７―103号、前住所大阪市住吉区山之内２丁目６番22号メゾン山之内401
債務者　向山　昭太
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６６号
大阪府河内長野市南花台３丁目６番40―605号
債務者　堀尾　京子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７７号
堺市中区福田413番地２－６―101号、前住所堺市中区福田402番地１　ブルーメ・ヴァレ103号
債務者　家近　里絵
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４８号
大阪府泉大津市板原町３丁目11番38号、前住所大阪府泉大津市宇多1046番地の30
債務者　金銅二三代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７６９号
大阪府和泉市万町559番地の９
債務者　中山　由利
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７７０号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番37―508号
債務者　山本　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７７２号
大阪府岸和田市野田町２丁目３番１号
債務者　上原　康子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７７３号
大阪府岸和田市野田町２丁目３番１号
債務者　上原工務店ことショウドウ不動産こと　上原　正彦
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
大阪府岸和田市加守町４丁目29番33号
債務者　竹久　佳長
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８０号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目７番28―313号、前住所大阪府岸和田市箕土路町３丁目19番６号
債務者　内田　章恵（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８７号
大阪府貝塚市津田北町17番２―704号
債務者　津田　千代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８０２号
大阪府岸和田市藤井町３丁目13番20―204号
債務者　吉海　友子（旧姓柚留木）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８０４号
大阪府泉南市信達大苗代920番地の16
債務者　古田百合子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８０８号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目４番46号平和マンション106、前住所大阪府泉佐野市鶴原824番地107
債務者　井上新太郎
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係